

1 「市場化テスト」の本格的導入による官業の徹底的な民間開放

（1）「市場化テスト」の内容及び意義

経済社会環境の変化の中で、政府が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し、「民でできるものは民へ」の構造改革の具体化や、限られた財源の中で公共サービスの質の維持向上が求められている。これまで官が独占してきた公共サービス全般について、その必要性や効率性を不断に見直すための手法として、「市場化テスト」（官民競争入札制度）がある。

「市場化テスト」とは、透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の両面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度であり、官の世界に競争原理を初めて導入し、これまでの官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方（官の独占）を改革するものである。

同制度は、積極的に財政改革を進めてきた多くの先進諸国（米・英・豪等）において、既に実施されているところであり、我が国でも制度の本格的導入に向けて、下記（2）のとおり制度設計が進められるとともに、平成17年度から3分野8事業の「モデル事業」が試行的に実施されている。

これまでも、PFI制度、指定管理者制度、構造改革特区制度等、官製市場の民間開放に関する横断的な取組も部分的に行われてきているが、各々の制度については、様々な限界が指摘されている。これら既存制度の限界と「モデル事業」から明らかとなった経験を踏まえ、「市場化テスト」を民間開放の横断的かつ網羅的なツールとして強力に実施していくべきである。

（参考）

PFI制度

従来、官が行ってきた、公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）について、民間の資金やノウハウ等を活用してこれらを行う社会資本整備の手法として、平成11年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」（平成11年法律第117号）が制定された。以来、国の事業で28件、地方公共団体等を含めると210件が実施され、一定の効果をあげてきている。（平成17年8月末現在）

しかしながら、（ア）国や地方公共団体等の公的主体を「管理者」と位置づけた、いわゆる「公物管理法」に基づく道路、河川、空港、港湾、都市公園、下水道等に

については、PFI法に基づく選定事業者であっても、公共施設等の管理運営等のうち行うことができない事務がある、(イ)国や地方公共団体によるPFI選定事業者の選定手続や選定基準が、PFI法の趣旨である民間の創意工夫が発揮できる制度とは必ずしもなっていない、等といった指摘がなされている。

指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正により、同年9月から施行されている「指定管理者制度」とは、これまで地方公共団体の有する公の施設の管理・運営については、一定の要件を満たした第3セクター等にしか認められていなかったところであるが、平成14年度の総合規制改革会議の答申等を受け、「指定管理者」としての民間事業者一般にこれを容認したものである。

同制度については、(ア)地方公共団体の施設に限定されており、国等の施設は対象外となっている、(イ)公物管理法等との法的整理が行われていないため、全ての地方公共団体の公の施設について管理・運営を行うことができるわけではない、等といった指摘がなされている。

構造改革特区制度

構造改革特区制度は、各地域の特性に応じた規制の特例措置を講じ、構造改革の推進や地域の活性化を図る制度である。平成14年に構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)が制定され、以来、548件の特区計画が認定されている。(平成17年8月現在)同制度については、短期間で規制改革が実現する、民間の提案による規制改革が実現できる等といった効果が指摘される一方、(ア)当面の間はあくまで地域における特例措置に止まる、(イ)民間は、地方公共団体に対し、特区計画の案の作成についての提案は可能であるが、認定申請は、地方公共団体のみで、民間が直接行うことはできない、等といった指摘がなされている。

(2) 「市場化テスト」の本格的導入に向けたこれまでの政府における取組

「市場化テスト」の本格導入に向け、これまで以下のとおり検討が進められ、閣議決定等がなされてきている。

「経済財政運営と構造改革に関する 2005」等の閣議決定等

時期	発表事項
H17.6.21	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(閣議決定)</p> <p>『公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。</p> <p>そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を平成17年度中に国会に提出すべく、速やかに準備する。その際、以下の点に留意する。</p> <p>競争条件の均一化等を図るため、中立的な第三者機関により、対象となる官業の徹底した情報開示や実施プロセスの監視等を行う。</p> <p>地方公共団体における導入を円滑化するため、導入を阻害している法令の改正等、所要の措置を講じる。</p> <p>独立行政法人の業務についても、中期目標の期間の終了時における評価等との連携を含め、導入を適切に進める。』</p>
H17.3.25	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(閣議決定)</p> <p>『構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、下記1に示す「市場化テストに関するガイドライン」を踏まえつつ、「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討する。</p> <p>また、下記2に示すモデル事業を、平成17年において試行的に実施する。</p> <p>なお、規制改革・民間開放推進会議が平成16年10月18日から11月17日にかけて民間からの提案を募集した結果、75の主体から119の提案が寄せられた。その際提出された民間提案のうち、平成17年度に実施するモデル事業の対象とならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。</p> <p>1 「市場化テスト」に関するガイドライン</p> <p>(1) 「市場化テスト」の内容及び意義(略)</p> <p>(2) 「市場化テスト」の本格的導入に向けた基本方針</p> <p>国の事業についての先行実施</p> <p>民間提案等に基づく幅広い対象事業</p> <p>法的枠組みを含めた制度の検討</p>

	<p>官業に関する情報開示 競争条件均一化等の確保のための監視機能の整備</p> <p>(3) 「市場化テスト」の実施プロセス及び留意点 対象事業の決定 官民競争入札の実施に向けた方針の決定・公表等 官民競争入札の実施、結果評価・落札者の決定 契約の締結、事業の開始等 継続的なモニタリング 公務員等の処遇等</p> <p>(4) 「市場化テスト」のモデル事業（平成17年度における試行的導入）について（略）</p> <p>2 平成17年度に試行的に導入するモデル事業 (1) ハローワーク（公共職業安定所）関連（4事業） (2) 社会保険庁関連（3事業） (3) 行刑施設関連（1事業）』</p>
H16.12.24	<p>「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申 - 官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」 - 」(規制改革・民間開放推進会議)</p> <p>『(略) ~、官から民への事業移管を加速化するための横断的な手法として、市場化テストを適切に導入し、平成18年度から本格的に実施していく必要がある。』と提言。 (「市場化テスト」に関するガイドライン)及び平成17年度に実施する「モデル事業」等については、上記「3か年計画(改定)」で閣議決定。)</p>
H16.10.18 ~ H16.11.17	<p>「市場化テスト(官民競争入札制度)に関する民間提案の募集について」(規制改革・民間開放推進会議)</p> <p>平成17年度に実施する「モデル事業」の対象事業について、民間事業者等から提案を募集。 (75主体から119の提案提出がなされた。)</p>
H16.8.3	<p>「中間とりまとめ - 官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」 - 」(規制改革・民間開放推進会議)</p> <p>「市場化テスト」の導入に向けた基本方針、実施プロセス、検討スケジュール等について提言。(上記「3か年計画(改定)」として結実)</p>
H16.6.4	<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(閣議決定)</p> <p>『官でなければできない業務の範囲を明確にするための「市場化テスト」や、民間開放に関する数値目標の設定など、民間開放推進のための制度を早急に導入するため、平成16年度中に制度設計を行うとともに、平成17年度の試行的導入に向けて検討を進める。』</p>
H16.3.19	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(閣議決定)</p> <p>『「市場化テスト(Market Testing)」とは、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度であり、英、豪、</p>

	<p>オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で現に実施されている。我が国においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外の事例も参考としながら、国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点にも留意しつつ、「市場化テスト」(官民間の競争入札制度)の導入について調査・研究を行う。』</p>
H15.12.22	<p>「規制改革の推進に関する第3次答申」(総合規制改革会議)</p> <p>『「市場化テスト(Market Testing)」とは、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札する制度であり、英、豪、オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で現に実施されている。我が国においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外の事例も参考としながら、国民生活の安全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点にも留意しつつ、「市場化テスト」(官民間の競争入札制度)の導入について調査・研究を行うべきである。』と提言。</p>

「モデル事業」の評価

上記1(1)のとおり、平成17年度から、国(独立行政法人を含む。)の事業を対象として、「市場化テスト」の本格的導入に向けた制度設計に資するため、3分野8事業にわたる「モデル事業」が導入されている(下表参照)。これは平成16年10月からの1ヶ月間に民間事業者等から寄せられた119の提案に基づくものであった。こうした民のニーズを反映する分野から、個々の事業の政策目的も踏まえ、具体的な事業を優先して実施することが望ましい。

分野	事業	対象箇所	事業開始
ハローワーク (公共職業安定所) 関連	キャリア交流プラザ事業の「公営民営」	5箇所/全国15箇所	H17.6~
	若年者版キャリア交流プラザ事業の「公設民営」	1箇所/全国1箇所	H17.6~
	求人開拓事業の民間開放	3地域/全国77地域	H17.6~
	アビリティガーデンにおける職業訓練の民間開放	1箇所/全国1箇所	H17.6~
社会保険庁関連	厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業	5箇所(2地区)/全国312箇所	H17.6~
	国民年金保険料の収納事業	5箇所/全国312箇所	H17.10~ (予定)
	年金電話相談センター事業	2箇所/全国23箇所	H17.10~ (予定)
行刑施設関連	施設の警備や受刑者の処遇に係わる補助事務	2箇所/全国59箇所	H17.8~

「市場化テスト」の趣旨を踏まえた場合、本来、官も民も競争入札に参加することが望ましいが、「モデル事業」は制度の本格的導入前の試行でもあり、官・民の本格的な参入のための法制度が整備されていないため、官がいわば「不戦敗」の形で競争入札に参加せず、民の間のみ競争入札という形式となっている。

他方、「モデル事業」の対象事業として、民間事業者等から募集した提案(H16.10.18~11.17)には、75主体から119の提案が寄せられた。

「モデル事業」(3分野8事業)に関しては、延べ127社(平成17年8月末現在)がその入札手続きに参加しており、「市場化テスト」への高い関心が示された。

「モデル事業」への応札金額ベースでは、従来の事業実施コストを30%以上下回るケースも報告されており、公共サービスを民間事業者等が提供することによる効率化の効果が期待される。加えて、このようなコスト面の効率化のみならず、民間事業者等のノウハウの活用による公共サービスの質の向上効果についても期待されるところである。

また、「モデル事業」を通じて、以下のとおり、制度の本格的導入に向けた課題等が明らかとなった。

ア 官側のコスト等についての情報開示の徹底

官民間の競争条件の均一化を図るとともに、民間事業者等がその創意工夫をいかした入札提案を行うことを可能とするためには、官における事業の実施に係る間接費をも含めた総費用（フルコスト）等の基本的・具体的データが把握・開示されることが重要である。このため、制度の本格的導入に際しては、このような基本的・具体的データを確実に捕捉する体制とともに、これを中立・公正・的確に情報開示するシステムが、後述する「第三者機関」の機能等を通じ、制度的に担保されることが必要である。

イ 入札参加者に求める公共サービスの水準（要求水準）を客観的・定量的に表す指標（Key Performance Indicator）の明確化

公共サービスの要求水準は、本来であれば、可能な限り定量的かつ客観的な指標（Key Performance Indicator、以下「KPI」という。）を用いて、明確に示されることが望ましい。他方、今回の「モデル事業」では、公共サービスの要求水準が不明確であるケースが見受けられた。その結果、いわゆる「性能発注」の考え方をとり、具体的な仕様等を民の創意工夫に委ね切れなかった例もあった。このため、制度の本格的導入に際しては、個々の事業毎に、中長期的な目標と整合的に、可能な限り定量的かつ客観的な KPI を用いて公共サービスの要求水準を明確化していくことが必要である。

ウ コストと質についての評価の適正化

「モデル事業」においては、価格だけでなく、提供されるサービスの質も同時に評価する総合評価落札方式を基本的に採用したところである。他方、サービスの質は、落札後も KPI に即してその遵守が確保されるべきであり、制度の本格的導入に際しては、後述する「第三者機関」の機能等を通じ、透明・中立・公正で、かつ、サービスの質やコスト効率の向上を確保できる入札手法を制度的に担保し、

適切な KPI を活用したモニタリング等を実施することが必要である。

エ 民間事業者等からの提案に基づく幅広い対象事業の実現

「モデル事業」においては、民間参入を阻害している現行法令についての特例措置（規制改革）は原則として講じられず、民間提案に比べて限定的な、法律改正を要しない部分的な事業が民間開放の対象とされたにすぎない。民間事業者等のノウハウ・創意工夫を活かすためには、「市場化テスト」の対象となる公共サービスは極力包括的・全体的な範囲とすることが望ましく、そのためには、後述する「第三者機関」の機能等を通じ、透明・中立・公正な対象事業の選定等の手続が明確化され、制度的に担保されることが必要である。

オ 中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」の設置

「モデル事業」ではなく、「市場化テスト」の本格的導入に当たっては、官も民も競争入札に参加することが前提となることから、「官民競争入札の実施に関する方針」（下記参照）や落札者の選定等に際し、透明性・中立性・公正性を確保する必要が一層高まるものと考えられる。このため、制度の本格的導入に当たっては、中立的かつ強力な「第三者機関」を設置し、公共サービスの徹底した情報開示とすべての実施プロセスの監視等を行う点が、制度的に担保されることが必要である。

今後、「市場化テスト」の本格的導入に向けて、上記の諸課題に適切に対処していくためには、官が行っている公共サービスについて、コスト等の情報開示の徹底、コストと質についての評価の適正化、民間事業者等からの提案に基づく幅広い対象事業を実現する事業選定手続の明確化、民間参入を阻害する規制の特例措置等を規定した法律を、下記のとおり早急に制定する必要がある。

(3) 「市場化テスト」の本格的導入に向けた今後の取組

「市場化テスト」の平成 18 年度からの本格的導入に向け、速やかに制度の整備を図る必要がある。

このため、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえ、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）案（仮称）」を平成 17 年度中に策定し、国会に提出すべきである。

上記を踏まえ、「市場化テスト」の本格的導入を実現する制度の基本的枠組みは、以下の方針で作成すべきである。

以下を主な内容とする、「市場化テスト」を推進するための一本の法律（以下「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」という。）の制定を図るべきである。

ア 基本的構成・目的等に関する事項

「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」は、民間提案等を勘案した公共サービスを対象に、内閣主導による一定の手續に則って、官民が対等に競争入札を行うことを法的に担保するものとすべきである。

その際、構造改革特別区域法と同様に、関連する規制改革や官民間の競争条件の均一化措置についても、併せて内閣主導で包括的・一体的に実現できるものとすべきである。

このため、関連する規制改革や官民間の競争条件の均一化措置を含め、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（閣議決定）における「『市場化テスト』に関するガイドライン」に規定されている一連のプロセスを法案の骨子の一部とすべきであり、これらが、内閣総理大臣の強力なリーダーシップにより実現される法制度とすべきである。

上記を踏まえ、「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」の目的は、「市場化テスト（官民競争入札）」及び関連する規制改革や官民間の競争条件の均一化措置の実施等による公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上とする。

同法の対象事業については、想定される公共サービスすべてとし、これは、各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人等が実施するすべて

の事業とする。

また、同法においては、特に以下の点についても制度的に担保する。

- (ア) 民間事業者等からの提案の最大限尊重
- (イ) 中立的かつ強力な「第三者機関」による監視等
- (ウ) 公共サービスに関する情報開示の徹底
- (エ) 先進的な地方公共団体による自発的な取組を可能とする環境の整備

イ 「基本方針」に関する事項

内閣総理大臣は、毎年度、公共サービスに関する必要十分な情報開示の下、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、以下を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、「第三者機関」の議を経て、閣議の決定を求め、決定後速やかに公表する。

- (ア) 官民競争入札の対象とする公共サービス及びこれに伴い講ずべき措置（関連する規制改革等）
- (イ) 不要な公共サービスの廃止
- (ウ) 公共サービスの不断の革新を実現するためのその他の措置

ウ 官民競争入札の実施に関する事項

(ア) 官民競争入札の実施に当たっては、個々の対象となる公共サービスについて「基本方針」を踏まえ、以下を主な内容とする「官民競争入札の実施に関する方針」を策定し、公表するものとする。

右方針の策定に当たっては、透明性・中立性・公正性の確保の観点から、当該公共サービスの所管府省は、必要十分な情報開示の下、民間事業者等からの改善提案を幅広く受け付け、これらを最大限尊重し、「第三者機関」の議を経て、当該方針を決定し、公表するものとする。

- a 対象となる公共サービスに関する事項（具体的な対象の範囲、要求水準、契約期間等）
- b 関連する規制改革及び官民間の競争条件均一化措置の内容
- c 落札者選定に関する事項（公共サービスのコスト削減及び質向上を実現し得る評価基準の具体的な内容、入札参加者の具体的な要件、選定スケジュール等）

- d 事業実施に関する事項（契約条件の具体的な内容等）
- e モニタリング（監督・検査等）に関する事項（時期、頻度、具体的事項等）
- f 公共サービスの確実な提供の担保に関する事項
- g 民間事業者等に開示する情報の具体的な内容
- h 官内部における競争上不公正な情報交換を遮断するための措置に関する事項

（イ） 官民競争入札を実施し、落札者を選定するに当たっては、公共サービスの質及び価格に着目した総合的な評価基準を適用することを原則とする。

また、透明性・中立性・公正性の確保の観点から、当該公共サービスの所管府省は、「官民競争入札の実施に関する方針」に従い、「第三者機関」の議を経て、落札者を選定し、公表するものとする。

（ウ） 選定された落札者が、当該公共サービスを落札条件・契約条件に従って適切に提供していくことを確保するため、継続的なモニタリング（監督・検査等）が実施されるよう措置する。

また、透明性・中立性・公正性の確保の観点から、「第三者機関」が、継続的なモニタリング（監督・検査等）を行うことを可能とするものとする。

（エ） 当該公共サービスに係る契約期間の終了にあわせて、再入札を実施するものとする。

ただし、上記（ウ）に規定するモニタリング（監督・検査等）の結果等を踏まえ、当該公共サービスを廃止等することが適当と評価される場合には、再入札は実施しないこととし、「基本方針」において、当該公共サービスの廃止等の措置を決定するものとする。

（オ） なお、官民競争入札の対象となる公共サービスの選定の結果、対象とならなかった事業（モデル事業の例にみる官がいわゆる「不戦敗」によって競争入札に参加しない事業）についても、必要と判断される場合は、官民競争入札の対象とする公共サービスに準ずる事業として、上記及び下記の一連の手続に沿って、規制の特例措置の適用、「第三者機関」の監視等の必要な措置を講ずる。

エ 規制の特例措置に関する事項

- (ア) 官民競争入札の結果、落札者として選定された民間事業者等（地方公共団体を含む）は、「官民競争入札の実施に関する方針」を踏まえ、またその落札条件に従い、当該公共サービスの具体的な提供手法及び当該公共サービスを提供するために必要な規制の特例措置を記載した「規制の特例措置の適用に関する計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- (イ) 内閣総理大臣は、「規制の特例措置の適用に関する計画」が公共サービスの不断の革新に資するものである等と認められるときは、当該計画を認定する。
- 内閣総理大臣は、当該計画の認定に当たっては、当該計画に記載されている規制の特例措置に関する事項について、関係行政機関の長の同意を求める。
- 関係行政機関の長は、規制の特例措置の内容が「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」又は「基本方針」に則して定められた政省令上の内容に適合する場合には、これに同意する。
- (ウ) 関係行政機関の長の同意を得て内閣総理大臣が認定した場合、「規制の特例措置の適用に関する計画」に定める規制の特例措置が、落札者として選定された民間事業者等による当該公共サービスの提供について適用される。
- (エ) 規制の特例措置の内容は、法律による規制については「公共サービス効率化法(市場化テスト法)(仮称)」で、政省令による規制については「基本方針」に則してそれぞれ政省令で定める。
- (オ) 内閣総理大臣は、「規制の特例措置の適用に関する計画」が認定基準を満たさなくなった場合には、認定を取り消すことができる。
- (カ) 内閣総理大臣の認定を受けた「規制の特例措置の適用に関する計画」に定める規制の特例措置については、一定の期間後に評価を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (キ) なお、先進的な地方公共団体が自発的に「市場化テスト」を導入・実施する場合に必要な規制の特例措置についても、所要の措置を講ずるものとする。

オ 「第三者機関」に関する事項

公共サービスの徹底した情報開示とすべての実施プロセスの監視等を行う中立的かつ強力な権能を有する「第三者機関」を内閣府に設置する。

なお、「第三者機関」の具体的権能（事業内容）については、すべての実施プロセスの監視等の一環として、上記「官民競争入札の実施に関する方針」の策定に際し、官業の徹底した情報開示を図るため、自らが実態調査等を行うことも可能とすべきである。

また、「第三者機関」の体制については、公共サービスの不断の革新、公共サービスの効率化・質の維持向上という「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」の目的を実現するという前提の下で求められる上記の透明性・中立性・公正性を確保する観点から、上記の権能を実際に果たし得るものとするべく、民間人を中心とした専門性の高い優秀なスタッフを一定程度有するものとするべきである。

なお、「市場化テスト」における「中立性」の概念とは、「第三者機関」に関わるものも含め、上記の前提の下で、「市場でできることは市場で行わせる」、「官業に対して民業の効率性との対比で費用対効果を厳格に検証する」という基本的な立場に立ち、それを特定の府省や民間事業者との関係でバイアスをかけることなく実際の法の運用に当てはめることができるという性質を意味するものである。

カ その他

官民競争入札の実施に当たっては、その円滑な実施に向けて、公務員制度関連、財政法関連、国有財産法関連等、既往の横断的法制度との関係を整理し、所要の措置を講ずるものとする。

「公共サービス効率化法（市場化テスト法）（仮称）」の制定後も、毎年度、民間事業者等からの提案を幅広く受け付け、「基本方針」の改定を行うとともに、必要な法令等の改正を行う。

(4) 今後のスケジュール

時期	内容
10月	
11月	
12月	規制改革・民間開放推進会議 第二次答申(予定)
2006年 1月	
2月	規制改革・民間開放推進本部 決定(予定) 法案閣議決定(予定)

(5) これまでに提出された民間提案の主な内容

規制改革・民間開放推進会議が平成 16 年度に実施した民間提案の募集の結果、75 の提案主体から、119 の提案が寄せられた。

また、平成 17 年度においては、6月1日から30日までの間、「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」の一環として、市場化テストを含む民間開放要望を募集したところ、「市場化テストを含む民間開放要望」全体で、245 件(45 主体)、うち、「市場化テスト」と明記されたものは、141 件(26 主体)の要望が寄せられた。

本要望については、今後、規制改革・民間開放推進会議が各府省との間で、「市場化テスト」の対象事業として選定すべく、協議を進めていく予定である。

主な提案項目	主な内容
ハローワーク関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 公設民営型でハローワーク事務所を実施 ● 職業紹介と職業訓練をセットで実施
社会保険関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険事務所が実施している業務全般(健康保険・国民年金・厚生年金等事業にかかる適用・徴収・給付手続業務及びそれに付随する相談業務)を施設単位で委託 ● サービサーによる国民年金保険料徴収業務 ● サービサーによる雇用保険料の徴収業務
行刑施設関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 行刑施設の運営にかかる業務
統計調査関連	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府所轄の承認統計 ● 総務省所轄の指定・承認統計 ● 経済産業省所轄の指定・承認統計 ● その他

<p>国有施設の維持管理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川、砂防、ダム等の施設管理業務 ● 道路の維持管理業務 ● 公園の管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ (独)日本万国博覧会記念機構が管理する万博記念公園 ・ 財団法人等が管理する国営公園等 ● 国立博物館等の整備・管理・運営事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立劇場、国立博物館、筑波宇宙センター、琵琶湖展示ホール等、独法が運営する施設 ● 社団法人が運営している厚生年金病院、社会保険病院
<p>独立行政法人の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (独)日本貿易保険の貿易保険事業 ● (独)国立印刷局の刊行物に関する編集・印刷等業務 ● (独)雇用・能力開発機構が運営する各種職業教育訓練施設等の運営 ● (独)国立美術館、(独)国立博物館等の管理運営 ● (独)中小企業基盤整備機構の運営する中小企業大学校における人材育成支援事業
<p>バックオフィス関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (独)国民生活センターにおけるPIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)の運営業務 ● 公共職業安定所内の給与計算業務、経理業務などの内部事務に関する業務 ● (独)国立公文書館所蔵の公文書の管理・運用・保管業務 ● 税務署等の申請者、来所者、納税者の持参資料とデータベースの照合作業 ● 現在社会保険庁の庶務課等が実施している職員の勤怠管理・給与計算・保険・税金関係処理等の事務 ● 政府調達(公共事業を除く)対応の電子モール(e-Market Place)の開設・運用・管理事業(対象は経産省)等
<p>自治体関連事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税、国民健康保険・介護保険料の徴収・回収業務支援 ● 各種使用料等の公金徴収業務 ● 水道事業、下水道事業 ● 地下鉄、鉄道、バス事業 ● パスポート発行業務 等
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各府省と公益法人等との間で随意契約により委託されている業務 ● 交通違反反則金及び罰金徴収事務関係 ● 国立大学等の債権回収関係 ● 国家資格試験関係 ● 運転免許関係 ● その他